

# 愛媛県犯罪被害者等支援推進会議 議事概要

〔日時：令和8年1月26日（月）14：00～15：30〕  
〔場所：愛媛県自治会館2階会議室〕

## 1 開会

委員10名中8名の出席で、会議は成立。

## 2 挨拶（愛媛県県民環境部県民生活局長 佐伯 浩一）

## 3 委員紹介

8名の出席委員と2名の欠席委員を紹介。

（出席委員）渡邊委員、信原委員、稲葉委員、藤田委員、大西委員、山本委員、熊野委員、鎌田委員

## 4 議題

### （1）会長、副会長の選出について

委員の互選により、会長に信原委員が、副会長に藤田委員が選任された。

### （2）愛媛県多機関連携支援調整会議の設置について

事務局から資料に沿って説明

## <質疑応答>

### 【委員】

相談受付から多機関連携支援調整会議（以下、「調整会議」という。）の開催まで、どのくらいの期間を想定しているのか。

### 【事務局】

先行自治体においては、毎月1回の定期開催や3週間程度で開催するなど、各県の実情や案件に応じ実施されているところであり、本県においては案件ごとに被害者のニーズを丁寧に聞き取ることに留意したうえで調整会議を開催したいと考えている。

### 【委員】

犯罪被害者等にとって非常に良い流れになっていると思う。ただし、犯罪被害者等は、見た目からは分かりにくいかもしれないが、様々な説明を受けたとしても、普段なら理解できることも難しくなることがあるため、その点に留意しながら被害者等に接する配慮も必要である。

### 【委員】

調整会議は、本人からの自発的な相談を基に対応するのか。また、対象件数は犯罪件数と比べて少ない年間数件程度と見込んでいるのか。

### 【事務局】

お見込みのとおりである。これまでも様々な機関において支援が行われておりそこは変わらない。調整会議は、被害直後に支援を行う警察から、福祉・医療など長期的な支援を行う市町等への繋がりに課題があったことから、県がコーディネーターとなって多機関を繋ぐ仕組みとして構築したものである。

### 【委員】

犯罪被害に遭う前の生活状況、病気や障がいの有無など、個別の状況を踏まえ調整会議の対象者を判断するのは難しいと考えるが、現段階で想定している対象者の要件や具体的な例があれば教えてほしい。

### 【事務局】

全国的に支援の差が生じないように、警察庁が一定の基準を定めたマニュアルを作成しており、それに準じて検討している。基本的には、市町の福祉サービスなど長期的な支援が必要となるケース等を想定しているが、限定的な取り扱いとはせず、実情に応じ判断することとなる。具体的な例としては、例えば、生計の主な担い手が被害に遭い、遺された御家族の介護や育児に支障が出る場合などは、市町、地域包括支援センター、教育委員会、学校、スクールカウンセラー等と連携する支援などが想定される。

### 【委員】

4点質問がある。

- ①端緒となる相談機関について、警察以外で具体的に想定しているところはあるのか。
- ②本制度の周知や研修など、運用に向けた準備はできているのか。
- ③調整会議を開催しないと判断された案件は、その後どのように処理されるのか。
- ④支援期間が最長1年間ということであるが、その後の支援はどうなるのか。

### 【事務局】

- ①被害届を出したくないという方の相談機関としてはひめここ（えひめ性暴力被害者支援センター）や市町の総合的対応窓口などが想定される。
- ②今年度から関係機関向けに研修を実施しており、運用開始の際には、改めて関係機関に通知し、周知に努める予定。
- ③調整会議の対象にならないということは、従来の支援の枠組みで対応できるものと考えられるため、各支援機関において適切に対応されていくものと考えている。
- ④原則1年というのは、あくまで調整会議に諮る案件としての期間であり、その後は各支援機関において必要に応じ支援が行われていくことになる。

### 【委員】

周知については、県警が所管する「愛媛県犯罪被害者支援連絡協議会」との連携が効果的ではないか。

### 【事務局】

今年度、同協議会が開催された際、本制度について周知させていただいたところであり、今後も連携を図り効果的な支援に努めたい。

### 【委員】

本制度は、新しい支援を行うということではなく、従来の支援の流れの中で、よりスピード感をもち、調整会議の場で、関係機関が網羅的にできる支援を協議することで、犯罪被害者等の負担を軽減させることが目的である。実際、運用し始めると、様々なケースや課題が出てくると思われるので、この目的を忘れず取り組めば非常に良い制度になると考えている。

### 【委員】

相談をためらう方や、どこにも打ち明けたくない方に対してはどのように考えている

のか。

**【事務局】**

犯罪被害者等は、お一人お一人考え方やニーズも異なる他、協議するためには個人情報が多機関が共有することになるため、相談機関に対し、本人の意向確認と丁寧な説明を徹底するよう、今年度の研修会などでもアナウンスしているところ。

**【委員】**

例えば、民生児童委員などが地域で困っている人を把握した際に、各種支援制度や調整会議の仕組みをすぐに案内できるよう、調整会議に参画する構成メンバーが心得ておくことが重要である。

**(3) 愛媛県犯罪被害者等の支援に関する指針に基づく取組状況について**

事務局から資料に沿って説明

**<質疑応答>**

**【委員】**

高校でのスクールカウンセラーの配置が進んでおり、高校生への周知も非常に重要である。

**【委員】**

犯罪被害者等支援金制度に関し、学生や住民票を動かさない事情がある人もいるため住民票や被害届の受理要件について柔軟に対応できないか。

**【事務局】**

公金制度として公平かつ継続的な運用を行う観点から、客観的に確認できる住民票や被害届を基準としているところ。なお、DV等のやむを得ない事情がある場合については柔軟に対応することとしており、また、住民票が他の自治体にある場合は、住民票がある自治体での支援が可能となる。

被害届については、県では犯罪被害を客観的に確認できる手段が警察への被害届しかなく、制度創設に当たっては、他県の事例も参考にしながら定めている。

**【委員】**

こうした支援制度を初めて知った。デートDVなどの理由で周囲に言えない人もいると思うので、そうした人への支援の取組みもあれば良いと思う。

**【委員】**

今年度の新しい取組みである小中学生を対象としたチラシは、個人に行き渡る形で配布しているのか。

**【事務局】**

家庭での共有や考えるきっかけにしてもらうため、小学校6年生の児童と中学3年生の生徒を対象に個人配布した。

**【委員】**

チラシは年齢に応じて分かりやすく作られており良いと思う。次の段階として、チラシを配布した後、どう活用するかが課題になるのではないか。子供の頃から愛媛県は犯罪被害者の遺族等に支援をしてくれる県であるということを教えていくことで、将来的

な相談しやすさにもつながると思うので、各学校での講演について教育委員会にも伝えてほしい。

#### (4) 愛媛県犯罪被害者等の支援に関する指針の一部改訂について 事務局から資料に沿って説明

<質疑応答>

##### 【委員】

「被害者支援ノート」の活用状況はどうか。また、調整会議や犯罪被害者等支援弁護士制度等の新たな取組みの反映など、内容を更新する予定はあるのか。

##### 【事務局】

被害者支援ノートは、相談機関である県警や被害者支援センター等に配付し各機関において適切に活用してもらっている。

内容の更新については、警察庁が、一部の自治体が作成している被害者支援ノートに代わるものとして、「被害者手帳」を全国導入しようという動きがあり、その中に犯罪被害者等支援弁護士制度などの新制度も盛り込む予定と聞いている。

##### 【事務局】

県警において「被害者支援ノート」を被害に遭われた方やその家族に配付し適切に活用している。

これとは別に、県警でも「被害者の手引き」を作成し被害者の方に配付している。現在の手引きは簡単な内容となっており、DVや交通事故等の被害別に数種類作成しているが、今後は、警察庁からの指示に基づき、「被害者支援ノート」に代わるものとして、現在別々に作成している手引きを集約し、犯罪被害者等支援弁護士制度なども盛り込んだ「被害者手帳」を新たに作成するため、現在、準備をしているところ。

##### 【委員】

人材育成は、人材の数を増やしていく方向なのか、それとも、数年かけて質を高めていく方向なのか。

##### 【事務局】

相談機関は、警察など日常的に犯罪被害者等に関わる機関ばかりではないため、二次被害の防止など基本的な内容について理解することで支援の質が向上することを目的に研修している。

##### 【委員】

指針の一部改訂（案）について特段修正意見が無いようであれば、今後、改訂に向けた手続きを進めるにあたり、パブリックコメントで意見が寄せられた場合に事務局から委員に対して照会することもありうるが、基本的に会長と事務局に一任いただきたい。

## 5 意見交換

非公開

## 6 閉会